

議会だより

No.203

編集：議会広報特別委員会

令和2年 第1回臨時会（1月17日）

1月17日に開催され、議案2件が提出され原案のとおり決定しました。

締結

○工事請負契約の締結について

（ルオント建築主体工事）

○工事請負契約の締結について

（ルオント機械設備工事）

◎ルオント改修工事において
浴槽周辺の床下配管から漏水している事が判明したことにより、新たに浴槽内のタイル、コンクリート、防水壁等の改修を現在の改修工事とあわせて行うもの。

機械設備分については、配管系統が機械設備部分となることから、機械設備も増額となる。

質疑

中川議員

Q

建築主体工事の増額分は理解できるが、機械設備工事の増加分については何か理由があるのか。

答弁

建設課長

A 建築主体分については、浴槽の外壁等となるが、



令和2年 第1回定例会（3月4日・9日・11日）

3月4日、9日、11日に開催され、議案29件、選挙1件、報告1件、動議1件、発議1件が提出され原案のとおり決定しました。

町長・教育長の行政報告がありました。
概要についてお知らせします。

町長行政報告

○「新型コロナウイルス」について

感染者数はいまだ増加にあり、死者も発生し、予断を許さない状況である。

北海道知事が「できることはすべてやる」という姿勢の下、2月28日に緊急事態を宣言し週末の外出自粛を道民に要請した。政府も小規模な感染者集団、「クラスター」の発生を抑え込むことが感染拡大を抑える重要な対策であるとしている。

本町としても上川管内市町での発症や、感染経路が特定できない市中感染が発生するなど、決して他人事ではないという危機感から、2月26日、13時、「幌加内町感染症危機管理対策本部」を設置し、町民周知、イ

ベントや行事の開催、公共施設の利用、教育機関や保健福祉施設の検討等に加え、感染発症者がした場合の対応等について診療所森崎所長の見解を交えて、対応方針を検討した。

検討内容をもとに、町民及び町内各関係機関37団体に対し政府の基本方針を周知するとともに、「相談窓口」「感染症相談受診の目安」「新型コロナウイルスQ&A」「幌加内町の対応方針」「職場における感染拡大防止」等の周知をした。



また、北海道教育委員会の要請を受け、学校関係の対応を実施しているが、高校の卒業式については週末を避け、時間を短縮し、かつ出席者についても大幅に制限するなどの通知があり、これを受け、本町としても3月1日に予定していた幌加内高等学校の卒業式を2日に延期し、在校生や父兄並びに来賓も出席しないなど、極めて簡素に挙行した。ほとんどの生徒が町外から本校に入学し、大きな不安を抱えながら3年間勉学はもとより、そば打ち甲子園や新そば祭り、旭川食べマルシェでの活躍や、町民の方にも親しまれている幌高商店会など、積極的に社会に溶け込み必死で頑張る、本町の地方創生にも貢献され卒業生の皆さんには誠に残念なことになったが、ここに門出を祝い、本町での貴重な体験を糧に、今後の大いなる活躍を祈念するところである。

また、小中学校を含む学校の対応と卒業式等、今後の対応については、この後の教育長行政報告において詳しく報告する。

このほか、すでに多くの町内外での各種行事の中止や内容の縮小など、大きな影響を及ぼしてきている。政府並びに北海道においても様々な対応方針を打ち出しているが、本町においてもお子様を持つ父兄の負担、町内の経済的な影響なども考慮しながら必要な措置を講じていき、場合によっては補正予算措置、あるいは専決措置なども考えられる。

今後関係機関との連携を密にし、注視していき町民の罹患者をだすことなく、1日も早い終息を願うところである。

○「行政事務改善」について

町長2期目のスタートに当たり、町民の利便性を考慮した場合、他の市町村を参考に、現在の「税務係」の業務について、住民課の各種届け出関係とひとつにし、一連の手続きを1か所で済ませられるよう窓口を一本化できないか。

もう1点、地域振興室にある「そば振興係」について、発足当初の大きな目的であった「日本一のそばの里ほろかない」を構築するため「そば振興計画」を平成26年3月に策定し、その後は計画に基づき実行する段階に入って間もなく6年が経とうとしている。この実行段階では

地域振興室そば振興係と産業課の観光係、並びに農業振興係との間において、輻輳しながら進めてきているが、縦割りの弊害も時には見受けられ、今後、限られた人員の中で本町のそばをアピールし、地方創生に結び付けるために、より効果の出る方法がないかの2点について行政事務改善委員会に諮りたいと指示をしていた。

このほど事務改善委員会より答申が出て、「税務係」は住民課へ移管する。「そば振興係」は産業課へ移管する旨の答申があった。付帯意見の中で移管後のスペースの問題もあり要検討としており、発令と実際の移動時期は多少ずれる予定であるが、新年度に向けて準備している。



教育長行政報告

○「新型コロナウイルス感染症対策」について

新型コロナウイルス感染症の学校における対応については、去る2月21日に上川管内の小学校で児童が新型コロナウイルスに感染がみられたとの報道があったのを受け、本町では保護者へ児童生徒の感染予防と休養に努めていただき、家族に発熱があった場合は登校を見合わせることをお願いしていたが、2月25日、北海道知事より児童生徒や教育関係者への感染も確認されたことから、道内の全小中学校への臨時休業の要請があり、2月26日に臨時校長会を開催し対応を協議した結果、知事要請どおりの2月27日から3月4日まで町内小中学校を臨時休業する事として対応をおこなった。その後、2月27日に内閣総理大臣から、全国すべての小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において、3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう要請があり、これを受け、2月28日に北海道教育委員会からも既に実施している臨時休業について、3月4日から学年末の休業日前日まで延長するとの要請があった。

道内での感染者が増加し、北海道知事が「新型コロナウイルス緊急事態宣言」を出すなど、感染拡大を防ぐための更なる取り組みが必要な状況となっていることを踏まえ、本町においても集団感染を防止し、子ども達の健康を守り、徹底した対策を講じるため、北海道教育委員会の要請に基づき、臨時休業を学年末の休業日前日まで延長をし、幌加内高校においても同様に学年末の休業日前日まで臨時休業とする事とした。子ども達の健康と安全を第一に考え、国全体で取り組む措置に対し、特段のご理解とご協力を賜りたい。

なお、臨時休業中の「分散登校日」については、週1回60分程度の実施、2メートルずつの距離、時差登校など、道が示している分散登校案をもとに検討して、各学校の実状に合わせて対応し、詳細が決定しだい児童生徒の保護者に遅滞なく周知対応などをしていく。

選挙

○士別地方消防事務組合議会議員の選挙

○士別地方消防事務組合議会議員は次の2名が当選した。

中村 雅義氏
小川 雅昭氏

条例改正

○職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○幌加内町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により令和2年4月1日より会計年度任用職員制度が創設され、職員の服務の宣誓に会計年度任用職員に係るものを追加し、非常勤特別職員の項目中、第11号生涯学習アドバイザーから第15号公営住宅管理人までを削除する条例の一部改正。



○幌加内町情報通信基盤施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
○幌加内町手数料条例の一部を改正する条例について
○幌加内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
○令和元年10月1日施行の消費税率の改正に伴い、住民課所管分の使用料及び手数料の金額について、該当する条例の一部を改正。
○幌加内町在宅生活・介護予防支援事業条例の一部を改正する条例について
○幌加内町居宅介護サービス事業条例の一部を改正する条例について
○令和元年10月からの消費税増税に伴い、条例の一部を改正。
○幌加内町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
○幌加内町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
○幌加内町個別排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
○令和元年10月からの消費税増税に伴い、条例の一部を改正。
○幌加内町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
○幌加内町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
○幌加内町賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例について
○民法の一部を改正する法律の施行に伴い、本町で設置管理をしている関係条例について極度の規定を設けるとともに、入居時家賃の12ヶ月相当とする極

度を条項に追加。

また敷金に関する規定が明文化されているため本町の条例上も「町は敷金を債務の弁済にあてる事ができる」など、敷金の取り扱いについて条例の一部を改正。

質疑

中川議員

「幌加内町営住宅管理条例」の一部を改正する条例」の第27条関係について、旧管理条例では単なる保証人であるが、新条例では連帯保証人となっている。

連帯保証人の方が入居者と同程度の債務になると思われる。保証人規定については、そのために入居ができない状況があつてはならない事が国交省の見解だと思われる。この改正だと保証人の義務、上限は確かに定められているが、むしろ前よりきつくなり保証人になつてくれる人がより探しにくくなるのではないかと危惧をもつ。
何故、単なる保証人から連帯保証人になつたのか伺いたい。

答弁

住民課長

連帯保証人については、免除規定を設け支障がないように対応したい。

条例改正については、各々の条例で連帯保証人や保証人など言葉が入り組んでおり条例で一されてない部分があつた。

今回、民法で連帯保証人として極度額を定めなければならないことから、条例規則関係についても改めて保証人から連帯保証人に文言を整理する趣旨となっている。これを設けることにより、更にハードルが上がるようなイメージはもっていない、あくまでも明文化して適正に執行していきたい。



○幌加内町公示式条例の一部を改正する条例について

◎幌加内町役場前に設置していた告示板が老朽化及び除雪等の関係で令和元年11月に撤去。

また朱鞠内支所の掲示板も年数が経過し、近い将来取り替えが必要となってきたことに伴い条例の一部を改正。

○固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

◎情報通信技術の活用による行政手続き等にかかる関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年12月16日に施行されたことに伴い、固定資産評価審査委員会条例に関連する上位法が行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律通称「行政手続きオンライン化法」から、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」通称「デジタル行政推進法」に改められたことに伴い条例の一部を改正。

○幌加内町診療所設置条例の一部を改正する条例について

◎平成28年11月より休診中の添牛内診療所について、令和2年3月31日をもって廃止することに伴い条例の一部を改正。

条例制定

○幌加内町公共交通運送事業条例について

◎平成29年10月から本格運行が行われている、地域公共交通、「ほろみん号」について道路輸送法に基づき幌加内町地域公共交通会議で協議決定された事項を明文化し事業の安定性、継続性に資するよう地方自治法の規定に基づき条例を制定。

補正予算

○令和元年度幌加内町一般会計補正予算(第7号)

◎道営幌加内中部地区経営体育成基盤整備事業負担金、道営幌加内東部地区経営体育成基盤整備事業負担金、調理業務委託料、幌加内町民プール建設工事、通知カード等関連事務委任交付金、保育所運営費、インフルエンザ予防接種助成金等の増減により、8701

万9000円を減額し、総額41億3629万4000円とした。

○令和元年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

◎一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費等の減額により、2045万6000円を減額し、総額1億8079万6000円とした。

○令和元年度幌加内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

◎後期高齢者医療広域連合保険料等負担金を減額し、総額2975万7000円とした。

○令和元年度幌加内町介護保険特別会計補正予算(第4号)

◎居宅介護サービス給付費、高額サービス費等の減額により、総額1億9212万円とした。

発議

○閉会中の所管事務調査の申し出

◎議会運営委員会及び総務厚生常任委員会、産建文教常任委員会からの申し出を協議の結果、許可した。

予算審査特別委員会の設置

委員会の質疑・応答は広報ほろかない7月号で掲載します。



一般質問



中川議員

Q

「教員の変形労働時間制」導入に関するスケジュール等について

はつきりしたものはまだ示されていないが、慎重で丁寧な対応が必要であると考え

Q

1、安倍政権は昨年の臨時国会で、公立学校の教員に「1年単位の変形労働時間制」を導入可能とする法案、改正教育職員給与特別措置法を成立させた。国はこれに基づき2021年度から制度の運用を始めたといっているが、制度導入にあたり今後どのようなプロセス、スケジュールとなっているのか。



2、この制度のポイントは「1日8時間労働」の原則を崩し、繁忙期と閑散期を設定し繁忙期の労働時間を伸ばし、閑散期の労働時間を短くするという基本的な仕組みになっている。

人間は寝だめや食いだめはできず、働く者の健康と生活にとつては問題のある制度である。識者や現場からも問題点を指摘する声も上がっている。

一方で制度は完全に選択制となっており、各自治体の教育委員会の意向、判断も今後は重要となってくる。現時点でこの制度について、教育委員会はどのような評価をもっているのか。

3、制度導入には、いろいろなハードルもあるとされている。「残業ガイドライン」が守られていること、週45時間、年間360時間以上の残業があれば導入ができないこととなっているようであり、それが守られていること、勤務時間管理が正しく

行われていることなどが条件となる。

本町の各学校では、正確な勤務時間管理がされているのか現状について伺いたい。

答弁

教育長

A

昨年の臨時国会で「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、公立学校の義務教育諸学校等における働き方改革を推進するため、教育職員について令和3年4月1日より1年単位の変形労働時間制を自治体の判断で導入できることとなった。

1、今後のスケジュールについては、はつきりしたものはまだ示されていないが、今後は各自治体においてこの制度への検討を進める一方、北海道においては9月頃までに関係条例の改正が行われ、その後に道立学校での導入パターンが市町村へ示されるなど、必要において支援や説明などが行われ、12月頃までに各市町村での関係規則等の改正を呼びかける形が想定される。

2、「1年単位の変形労働時間制」の評価について、国からは



長期間労働を前提として導入することではなく、まずは労働時間を減らすことをやったうえで制度だという説明があり、私も基本的には「1年単位の変形労働時間制」の導入によって単純に労働時間が減るとは考えていないが、教員が働き方改革をしていく上で、選択肢の一つができることは確かなことであると評価している。しかし実際に導入することを考えてみると、勤務条件の変更にも関わってくるので、職員団体とも意見交換をする必要があり、校長会など団体の意見を聞く必要があり慎重で丁寧な対応が必要であると考え

3、勤務時間管理の状況について、令和2年度から各町立学

校での正確な勤務時間管理を行えるよう、タイムレコーダーを整備し、より客観的で正確な勤務実態の把握と分析を行い、課題を認識し改善していくことで、労働時間を減らすことになていきたいと考える。

Q

教育委員会としては、ほとんど判断はしていない認識で良いのか。

またスケジュールについては9月頃までに道教委の方で条例等の制定があり、道議会では条例提案となるから議会等の関与も当然必要となる。

各自治体に戻った場合、学校現場、その他いろいろ協議した上で教育委員会が判断するのであれば、そのまま執行することになるのか。議会の関与、または論議は全く無く行われる可能性はあるのか。

答弁

教育長

A

教育委員会としては、現在までの情報等で判断するには至っていない。

また今年の9月頃、道教委での判断がでるのではないかと説明をしたが、道立高等学校の関係で先に示されることが予想さ

れ、その結果をもって各自治体にも指導等があると思われる。それに基づき各自治体も判断材料として検討していくことになると思われる。

また、実在をそのまま判断すれば決定かと思われるが、市町村の規則の方で定めている関係上、執行者側での判断になると思われる。

また判断材料としては、実際にはこちら側だけの判断ではなく、組合等の意見を聞かないといけない。その中では、その取り組みをお互いに納得した上で協定を結んで実施しなければいけないこともあるので、現実的にこの形で執行するのは、かなりハードルが高いと現状では感じている。

Q 公営住宅の連帯保証人の規定について

A 極度額の設定・免除要綱の制定等に対応し、連帯保証人の廃止は考えていない

2020年度から施行される民法改正で、賃貸住宅契約者の保証人が責任を負う上限額の明示が義務付けられることになる。

この改正を受けて、国交省は2018年3月に「公営住宅への入居に際しての取り扱いについて」という通知を出した。その内容は「保証人を確保できないために、入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきであると考えます。このため、標準条例案を改正し保証人に関連した条項を削除する。」との通知と聞いている。

本町の住宅管理条例では、第27条1項1号で「入居者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める保証人」という規定になっており、保証人確保が前提となっている。国交省の通知を見ると保証人確保が入居の障害とならないように各管理者も配慮すべきではないかとなっている。

今回の条例提案ではそうなっていないが、この際、本町の住宅管理条例からも保証人に関する規定を削除するべきではないか。

る規定を削除するべきではないか。

答弁 町長

A 平成30年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が令和2年4月1日から施行となり、個人が保証人となる根保証契約については、保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる「極度額」の金額を明瞭に定め、書面に記載しておかなければ保証契約が無効となるもので、保証人が将来にわたる想定外の債務を負うことがないよう主債務の金額を契約時に定めるとされた。

本町においても、極度額の設定をするため、幌加内町営住宅管理条例ほか関係する条例の一部改正条例を本議会に提案するものである。

国土交通省より「公営住宅への入居に際しての取扱いについて」として、「保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべき」との通知があり、本町においては、この通知を踏まえ、現在、連帯保証人の確保が困難な場合、同じ条文の第2項の中に「町長特認」により必要としな

い規定がある。この規定が今不明瞭な所もあり別途「幌加内町営住宅等連帯保証人免除取扱要綱」を明確に制定し対応を図っていく。

この免除要綱では免除の対象者を60歳以上の世帯・障がい者等・生活保護者及び配偶者暴力防止等法における被害者、あるいは災害の被災者などを明確に記載し保証人の確保が入居の支障とならないようしっかりと明記をしたいと考えている。なお、免除者については、緊急連絡人の登録を行うことで、有事への備えを設けることとしている。

本町の実態として、過去、実際の家賃滞納など債務に滞りがあった際には保証人に負担していたなど、連帯保証人としての効力が発揮される例もあった。今後も、様々な事情により家賃の滞納発生はあるかと思うが、最終的にこの滞納分を公金で賄う、あるいは不納欠損にしていくなは公平性からも問題はあり、と考えている。万が一、滞納が発生した場合は、



公営住宅「ナナカマド」

その事由を十分調査したうえで、やむを得ない場合は免除規定に該当させるかどうかの検討をしていきたいと考える。

また、道内各自治体の対応も調査したが、現在のところ連帯保証人の廃止は1割強に留まっている。今回の極度額の制定・免除要綱規定も含め、入居者及び連帯保証人に対しては、今までより不利益になるものではないとの判断でもあることから、今のところ連帯保証人の廃止は考えていない。

わたしの一言

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言によって外出の自粛や各種イベントの中止で何も出来ない日々が続いています。

長期にわたる学校の休校で授業の遅れ、学力の低下が心配ではありますが、感染の拡大を防ぐためには必要な事だと思いますが、遊ぶ場所もなく、毎日家で騒いでいる子供の世話に追われる妻の姿からはストレスと疲れが溜まっています。早く事態が終息し普通の生活に戻ってほしいです。

4月の広報でも掲載していましたが、2月23日に町内でバレーボール連盟主催の雪中バレーボール大会が開催され、町内6チーム、町外6チーム



ムの計12チームが参加し、雪中の中熱い試合が行われました。

町外から参加したチームからは「楽しかった。来年も参加します。」と確かな手応えもありました。

次回開催の際には町内の皆様にも参加や応援をしていただきたいと思っています。



稲見 隆浩さん



●議会事務局からのお願い●

議長宛の文書や案内状は、議長公務の日程を調整する必要がありますので、直接議会事務局へ送付願います。

(送付先)

〒074-0492

北海道雨竜郡幌加内町字幌加内 4699 番地

幌加内町議会事務局宛

議会日誌 1~4月

1月

- 8日 幌加内消防出初式
- 9日 幌加内老人クラブ新年会
朱鞠内湖安全祈願祭
- 12日 成人式
- 15日 上川町村議会議長会役員会（旭川市）
- 17日 第1回臨時会
功労章・産業貢献章表彰式
- 24日 議員協議会
- 27日 上川北部市町村議会議長会1月定例会
（美深町）
- 31日 広報特別委員会



2月

- 12日 広報最終チェック
- 14日 士別地区交通安全祈願祭及び士別地区
交通安全協会連合会定例表彰式
（士別市）
- 17日 上川町村議会議長会定期総会（旭川市）
- 26日 議会運営委員会
- 27日 そばの坂本農産物処理加工施設竣工式
（下幌加内）

3月

- 4日 議員協議会
- 24日 総務厚生常任委員会
- 4日～11日
第1回 定例会及び予算審査特別委員会

4月

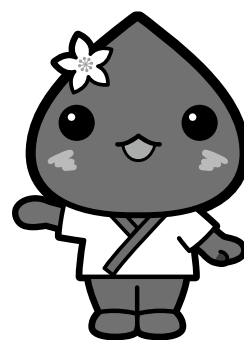
- 17日 士別地方消防事務組合新庁舎開庁式
（士別市）

※3月・4月については、“新型コロナウイルスによる感染防止”のため会議や各種行事が「中止」又は「延期」と自粛されていることから出席が少なくなっています。

★ 議会を傍聴してみませんか ★

定例会は3月・6月・9月・12月の年4回開催されます。傍聴の手続きは簡単、受付票に「住所」「氏名」を書いていただければ結構です。

予算審査特別委員会は年1回開催されます。



議 開 催 時 期 の

- ・第1回定例会 3月中旬
- ・予算審査特別委員会 3月中旬
- ・第2回定例会 6月中旬～下旬
- ・第3回定例会 9月中旬
- ・第4回定例会 12月中旬～下旬

議会事務局／公民館3階 ☎ 0165-35-2121 (内線373)